

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>我が国企業が海外における健全な事業活動を行うにあたり、本税制により、企業行動が歪められることなく、企業活動の実態に合わせた課税が行われるよう、租税回避防止措置を講じた上で、適用除外基準及びトリガー税率の見直し（外国における非課税措置の計算方法の見直しを含む）等を行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 （—）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>実体ある事業活動を行う企業を合算課税の対象外とすることにより、我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化して海外の活力を取り込む我が国の成長戦略を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国は今後少子高齢化の進展に伴う国内市場の縮小が見込まれることから、我が国企業がより一層積極的に海外市場を獲得し、得た利益を国内に還流し、さらなる国内でのイノベーションにつなげることが、我が国の成長戦略となっている。</p> <p>特に、製薬企業においては、海外で得た利益を継続的に研究開発へ投資し、世界最高水準の医薬品を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>この好循環を構築する観点から、平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が恒久措置として導入され、外国子会社利益の国内還流が円滑化されたところ。</p> <p>今後も我が国が好循環の成長モデルを持続的に実現するためには、日本親会社が引き続き日本の居住者として自由にグローバル展開し、海外ビジネスを効率的に組織化して企業グループ全体の経営体質を強化し、国内還流させるだけの利益をあげられる環境を整えることが不可欠。特に、グローバル化の進展により急増した海外拠点を管理し、効率的な企業グループ経営を行うために不可欠な統括会社について、実体ある経済活動を営んでいても現行のタックスヘイブン税制上の適用除外基準を満たさず、税制が一因となって企業の進出判断に歪みが生じている場合があることが課題となっている。</p> <p>このため、企業活動のグローバル化、各国法人税率の引き下げなどを背景に、企業実態に合わせたトリガー税率の見直し等を行うことにより、我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化することが必要。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>我が国タックスヘイブン税制の制度趣旨は国際的租税回避の防止であり、この制度が我が国企業の健全な海外展開を阻害することがあってはならないとの趣旨でトリガー税率等が設けられているところ、グローバル化に伴い企業形態が多様化している状況をふまえ、これらを企業実態に合わせて見直すことは妥当。</p>
<p>今回の要望</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。</p> <p>(施策目標9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること。</p> <p>(施策目標9-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品作業等の振興を図ること。</p>

	政策の達成目標	海外で得た利益を研究開発につぎこみ、画期的な医薬品、医療機器等の開発を促進することにより、治癒率の向上、患者の QOL の向上を図ること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	海外で得た利益を研究開発につぎこみ、画期的な医薬品、医療機器等の開発を促進することにより、治癒率の向上、患者の QOL の向上を図ること。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	なし
	租税特別措置の適用実績	なし
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	なし
	前回要望時の達成目標	なし
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
	これまでの要望経緯	なし